

医政発0709第10号  
令和3年7月9日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 会長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について

標記について、本日、別添のとおり、都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

医政発0709第7号  
令和3年7月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について

令和3年5月28日付けで公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）により、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）が改正され、令和3年10月1日より施行されることとなっている。これに伴い、「診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第119号。以下「改正省令」という。）、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第13条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第273号。以下「告示第273号」という。）、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第14条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第274号。以下「告示第274号」という。）及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第15条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第275号。以下「告示第275号」という。）が本日付けで公布されたところである。

また、「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第202号。以下「改正政令第202号」という。）、「臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令203号。以下「改正政令第203号」という。）、「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第276号。以下「告示第276号」という。）及び「臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第277号。以下「告示第277号」という。）についても、本日付けで公布されたところである。

これらの法律、政令、省令等により、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の業務範囲の見直し等が行われるが、その内容等については、下記のとおりであるので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

## 記

### 第一 改正の内容

#### 1 診療放射線技師関係について

##### (1) 業務範囲の拡大について

- ① 改正法により、診療放射線技師の業務に、放射性同位元素（その化合物及び放射性同意元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行う放射線の人体に対する照射が追加されたこと。（診療放射線技師法第2条第2項の改正）

これに伴い、改正省令により、診療放射線技師が実施可能な放射線の人体に対する照射又は画像診断装置を用いた検査に関連する行為として、核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為が追加されたこと。（診療放射線技師法施行規則第15条の2の改正）なお、静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続するために静脈路を確保する行為についても、「静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為」に含まれるものであること。

これに基づき、診療放射線技師が、核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。また、合併症等が生じた場合には医師又は歯科医師が適切に対応できる体制の下で行うなど、安全の確保を十分に図るものとする。

- ② ①に加えて、改正省令により、診療放射線技師が実施可能な放射線の人体に対する照射又は画像診断装置を用いた検査に関連する行為として、次に掲げるものが追加されたこと。（診療放射線技師法施行規則第15条の2の改正）

ア 静脈路に造影剤注入装置を接続する際に静脈路を確保する行為

イ 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く。）及び造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為

ウ 下部消化管検査のために肛門に挿入したカテーテルから注入した造影剤及び空気を吸引する行為

エ 上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為及び当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為

これに基づき、診療放射線技師がア～エに掲げる行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。また、アナフィラキシーショック等が生じた場合には医師又は歯科医師が適切に対応できる体制の下で行うなど、安全の確保を十分に図るものとする。

##### (2) 新たに業務範囲に追加された行為に関する研修について

改正法により、令和6年4月1日前に診療放射線技師の免許を受けた者及び同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であって同日以後に診療放射線技師の

免許を受けた者は、新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされたこと。

また、令和3年度までに診療放射線技師養成課程の履修を開始し、令和6年度の診療放射線技師国家試験を受験する者は、診療放射線技師国家試験の受験を出願するにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けること。

告示第273号により、この厚生労働大臣が指定する研修については、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修と定められたこと。

当該研修の内容や時間数等については、別紙1のとおりであること。また、当該研修の日程や受講方法等については、公益社団法人日本診療放射線技師会のホームページ ([http://www.jart.jp/activity/kokujikousyuu\\_2021.html](http://www.jart.jp/activity/kokujikousyuu_2021.html)) を参照すること。

なお、新たに業務範囲に追加された行為を実際の患者に対して行う場合は、個々の患者の状態等も踏まえた対応が必要となることから、各医療機関においては、新たに業務範囲に追加された行為を診療放射線技師に行わせるに当たっては、個々の診療放射線技師の能力や経験を踏まえ、必要な教育を行うとともに、医師による適切な指導監督体制の下で行わせるなど、安全の確保を十分に図るものとする。

(3) 病院又は診療所以外の場所において業務を実施できる場合の見直しについて

① 改正法により、診療放射線技師が病院又は診療所以外の場所において業務を行うことができる場合として、医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うときに追加されたこと。(診療放射線技師法第26条第2項の改正)

これに伴い、改正省令により、この厚生労働省で定める装置として、超音波診断装置が定められたこと。(診療放射線技師法施行規則第15条の4として新設)

② 改正省令により、診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所において、医師又は歯科医師の立ち会いなしにエックス線の照射を行うことができる場合として、乳がんの集団検診においてマンモグラフィー検査を行うときに追加されたこと。(診療放射線技師法施行規則第15条の3の改正)

これに基づき、診療放射線技師に、医師又は歯科医師の立ち会いなしにマンモグラフィー検査のためのエックス線の照射を行わせる場合には、医療安全上の配慮が極めて重要であることから、以下のような取組を実施し、安全の確保を十分に図るものとする。

- ア 事前に責任医師の明確な指示を得ること
- イ 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備
- ウ 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備
- エ 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備

2 臨床検査技師関係について

(1) 業務範囲の拡大について

① 改正政令第202号により、臨床検査技師が実施可能な検体採取として、次に掲げるものが追加されたこと。(臨床検査技師等に関する法律施行令第8条の2の

改正)

ア 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為

イ 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

これに基づき、臨床検査技師がア及びイに掲げる行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。

② 改正省令により、臨床検査技師が実施可能な生理学的検査として、次に掲げるものが追加されたこと（臨床検査技師等に関する法律施行規則第1条の2の改正）

ア 運動誘発電位検査

イ 体性感覚誘発電位検査

ウ 持続皮下グルコース検査

エ 直腸肛門機能検査

③ 改正法により、臨床検査技師の業務に、採血、検体採取又は生理学的検査に関連する行為として厚生労働省で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）が追加されたこと。

これに伴い、改正省令により、この厚生労働省令で定める行為として、次に掲げるものが定められたこと。（臨床検査技師等に関する法律施行規則第10条の2として新設）

ア 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為

イ 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為（電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。）

ウ 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為

エ 超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為（静脈路に造影剤注入装置を接続するために静脈路を確保する行為についても、「静脈路に造影剤注入装置を接続する行為」に含まれる。）

これに基づき、臨床検査技師がア～エに掲げる行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があること。また、臨床検査技師がエに掲げる行為を行う場合は、アナフィラキシーショック等が生じた場合には医師又は歯科医師が適切に対応できる体制の下で行うなど、安全の確保を十分に図るものとする。

(2) 新たに業務範囲に追加された行為に関する研修について

改正法及び改正政令第202号により、令和6年4月1日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって同日以後に臨床検査技師の免許を受けた者は、新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないと

されたこと。

また、令和3年度までに臨床検査技師養成課程の履修を開始し、令和6年度の臨床検査技師国家試験を受験する者は、臨床検査技師国家試験を受験を出願するにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けること。

告示第274号及び告示第276号により、この厚生労働大臣が指定する研修については、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修と定められたこと。

当該研修の内容や時間数等については、別紙2のとおりであること。また、当該研修の日程や受講方法等については、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会のホームページ (<http://www.jamt.or.jp/>) を参照すること。

なお、新たに業務範囲に追加された行為を実際の患者に対して行う場合は、個々の患者の状態等も踏まえた対応が必要となることから、各医療機関においては、新たに業務範囲に追加された行為を臨床検査技師に行わせるに当たっては、個々の臨床検査技師の能力や経験を踏まえ、必要な教育を行うとともに、医師による適切な指導監督体制の下で行わせるなど、安全の確保を十分に図るものとする。

### 3 臨床工学技士関係について

#### (1) 業務範囲の拡大について

① 改正政令第203号により、臨床工学技士が実施可能な生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去として、血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去が追加されたこと。(臨床工学技士法施行令第1条の改正) なお、血液浄化装置の穿刺針その他の先端部を表在静脈に接続するために静脈路を確保する行為についても、「血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在静脈への接続」に含まれるものであること。

これに基づき、臨床工学技士が、血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去を行う場合は、医師の具体的な指示の下に行う必要があること。

② 改正法により、臨床工学技士の業務に、生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置の操作(当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。)として厚生労働省令で定めるもの(医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うことが追加されたこと。(臨床工学技士法第37条第1項の改正)

これに伴い、改正省令により、この厚生労働省令で定める医療用の装置の操作として、次に掲げるものが規定されたこと。(臨床工学技士法施行規則第31条の2として新設)

ア 手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬剤を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血(輸液ポンプ又はシリンジポンプを静脈路に接続するために静脈路を確保する行為についても、「静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの

接続」に含まれる。)

イ 生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作

ウ 手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作

これに基づき、臨床工学技士がア～ウに掲げる行為を行う場合は、医師の具体的な指示の下に行う必要があること。

(2) 新たに業務範囲に追加する行為に関する研修について

改正法及び改正政令第 203 号により、令和 7 年 4 月 1 日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であって同日以後に臨床工学技士の免許を受けた者は、新たに業務範囲に追加された行為を行なおうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされたこと。

また、令和 4 年度までに臨床工学技士養成課程の履修を開始し、令和 7 年度の臨床工学技士国家試験を受験する者は、臨床工学技士師国家試験の受験を出願するにあたり、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けること。

告示第 275 号及び告示第 277 号及びにより、この厚生労働大臣が指定する研修については、公益社団法人日本臨床工学技士会が実施する研修と定められたこと。

当該研修の内容や時間数等については、別紙 3 のとおりであること。また、当該研修の日程や受講方法等については、公益社団法人日本臨床工学技士会のホームページ (<https://www.ja-ces.or.jp/kokuji-kenshu/>) を参照すること。

なお、新たに業務範囲に追加された行為を実際の患者に対して行う場合は、個々の患者の状態等も踏まえた対応が必要となることから、各医療機関においては、新たに業務範囲に追加された行為を臨床工学技士に行わせるに当たっては、個々の臨床工学技士の能力や経験を踏まえ、必要な教育を行うとともに、医師による適切な指導監督体制の下で行わせるなど、安全の確保を十分に図るものとする。

## 第二 施行期日

改正法、改正政令第 202 号、改正政令第 203 号及び改正省令については、令和 3 年 10 月 1 日に施行することとされたこと。このため、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士が改正後の規定に基づいて業務を実施できることとなるのは、令和 3 年 10 月 1 日以降であること。

告示第 273 号、告示第 274 号、告示第 275 号、告示第 276 号及び告示第 277 号については、公布日に施行することとされたこと。このため、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士は、令和 3 年 10 月 1 日より前であっても、新たに業務範囲に追加された行為について、厚生労働大臣の指定する研修を受けることが可能であること。

項目	到達目標	時間数
1	① 造影剤及び放射性医薬品に関する薬理を説明できる。	200分以上 ※⑤は、項目2、3、4、5と重複
	② 静脈路確保の手技（逆血の確認及び対処方法も含む）および使用器具について説明できる。	
③ 超音波検査に関連する造影剤の注入の適応と方法（器具の使用法を含む）を説明できる。		
④ 超音波検査に関連する造影剤注入及び放射性医薬品に関するアナフィラキシーなどを含めた副作用及び投与禁忌について説明できる。		
⑤ 静脈路の確保、放射性医薬品の注入に関連した感染管理及び医療安全対策（針刺し事故を含む）、入院患者の場合による対処について説明できる。		
⑥ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。		
⑦ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に静脈路の確保、造影剤及び放射性医薬品注入装置の接続、超音波検査に関連する行為としての静脈路からの造影剤注入の操作ができる。（概説、シミュレーション）		
	⑧ 実技動画視聴、実技指導（静脈路の確保、当該装置・シリンジでの薬剤投与注入・抜針・止血）	1人当たり、130分以上 （確認動画：20分、実技110分）
2	① 放射性医薬品注入の手技および使用器具について説明できる。	100分以上 ※④は、項目1、3、4、5と重複
	② 放射性医薬品注入のための装置の原理・構造・使用方法について説明できる。	
③ 放射性医薬品注入に関連した医療安全管理（血管外漏出の確認及び対処方法を含む）と事故対策、よくある装置トラブルとその対応について説明できる		
④ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。		
⑤ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に放射性医薬品の注入が続く。（概説、シミュレーション）		
	⑥ 放射性医薬品を投与するために放射性医薬品を注入するための装置を接続及び操作できる。（概説、シミュレーション）	
	⑦ 実技動画視聴、実技指導（当該装置の操作）	1人当たり、45分以上 （確認動画：35分、実技10分）
3	① 造影剤に関する薬理を説明できる。	200分以上 ※⑤は項目1、2、4、5と重複
	② 造影剤に関するアナフィラキシーなどを含めた副作用及び投与禁忌について説明できる。	
③ 動脈路からの造影剤注入のための造影剤注入装置の原理・構造・使用方法を説明できる。		
④ 動脈路からの造影剤注入に関連した合併症（空気塞栓を含む）、感染管理及び医療安全対策（針刺し事故を含む）について説明できる。		
⑤ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。		
⑥ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に動脈路からの造影剤注入のための造影剤注入装置の接続・操作ができる。（概説、シミュレーション）		
	⑦ 実技動画視聴、実技指導（動脈路への接続、当該装置の操作）	1人当たり、95分以上 （確認動画：50分、実技45分）
4	① 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性に配慮した接遇について説明できる。	100分以上 ※⑥は項目1、2、3、5と重複
	② 肛門及び直腸を含む下部消化管に関する解剖を説明できる	
③ 下部消化管造影検査に用いる造影剤の薬理を理解し、注入した造影剤及び空気を安全に吸引する方法について説明できる		
④ 下部消化管造影検査における感染管理及び医療安全対策について説明できる		
⑤ 腸管穿孔の危機管理と予防方法について説明できる。		
⑥ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。		
⑦ 下部消化管造影検査において、肛門へ挿入されたカテーテルから注入した造影剤及び空気を安全に吸引できる。（概説、シミュレーション）		
	⑧ 実技動画視聴、実技指導（造影剤・空気の吸引）	1人当たり、70分以上 （確認動画：45分、実技25分）



5	上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為に必要な知識・技能・態度	① 鼻腔及び上部消化管に関する解剖を説明できる	100分以上 ※ ⑦は項目1、2、3、4と重複
		② 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性に配慮した接遇について説明できる。	
		③ 鼻腔カテーテルの取り扱い方法と注入時の注意点について説明できる。	
		④ 上部消化管検査に用いる造影剤の薬理を理解し、安全に適量の造影剤及空気を注入する方法について説明できる	
		⑤ 誤嚥の危険性を理解し、予防方法と対処方法について説明できる。	
		⑥ 鼻腔カテーテルを用いた上部消化管造影検査に関連する感染管理及び医療安全対策について説明できる	
		⑦ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
		⑧ 鼻腔カテーテルを用いた上部消化管検査において、適切にカテーテル挿入部位を確認し、安全に造影剤を注入し、鼻腔カテーテルを抜去できる。（概説、シミュレーション）	
		⑨ 実技動画視聴、実技指導（鼻腔カテーテルから造影剤注入、鼻腔カテーテル抜去）	1人当たり、45分以上 （確認動画：15分、実技30分）

試験
----

合計	1085分以上
----	---------

※ 重複する教育内容については、該当するいずれか1つの研修において実施するものとする。

項目	到達目標	単位
1 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為、採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為（電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。）に必要な知識・技能・態度	① 静脈路確保の手技および使用器具について説明できる。	100分以上 ※⑤は、項目2、5、7、8と重複。
	② 電解質輸液（ヘパリン加生理食塩水を含む）について説明できる。	
	③ 電解質輸液の副作用及び投与禁忌について説明できる。	
	④ 静脈路の確保、及び電解質輸液に関連する感染管理及び医療安全対策（針刺し事故を含む）について説明できる。	
	⑤ 副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
	⑥ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に静脈路を確保し電解質輸液を接続できる。（概説、シミュレーション）	
	⑦ 実技動画視聴、実技指導（血管の確保）	1人当たり、90分以上 （確認動画：10分、実技80分） ※実技は項目8と重複。
2 直腸肛門機能検査（バルーン及びトランスデューサーの挿入（バルーンへの空気の注入を含む。）並びに抜去を含む。）に必要な知識・技能・態度	① 肛門及びその周辺の解剖並びに検査前の観察の必要性について説明できる。	50分以上 ※⑥は、項目1、5、7、8と重複。
	② 検査を受ける患者の心理や高齢者・女性に配慮した接遇について説明できる。	
	③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
	④ 局所麻酔薬使用に伴う挿入時の排便処置について説明できる。	
	⑤ 直腸肛門機能検査に関連する合併症、禁忌疾患、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる。	
	⑥ 副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
	⑦ 肛門にバルーンやトランスデューサーを挿入し、安全に直腸肛門機能検査を実施できる。（概説、シミュレーション）	
⑧ 実技動画視聴、実技指導（直腸肛門機能検査）	1人当たり、50分以上 （確認動画：10分、実技40分）	
3 持続皮下グルコース検査（当該検査を行うために機器の装着及び取り外しを含む。）に必要な知識・技能・態度	① 持続皮下グルコース測定の基礎原理、実施方法について説明できる。	50分以上
	② 持続皮下グルコース測定器の構造と使用方法について説明できる。	
	③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
	④ 持続皮下グルコース測定に関連する合併症、禁忌事項、検査異常値、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
	⑤ 持続皮下グルコース測定器の装着及び取り外しを実施できる。（概説、シミュレーション）	
	⑥ 実技動画視聴、実技指導（持続皮下グルコース検査）	1人当たり、40分以上 （確認動画：10分、実技30分）
4 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査（当該検査に係る電極（針電極含む）の装着及び取り外しを含む。）に必要な知識・技能・態度	① 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査の基礎原理、実施方法について説明できる。	100分以上
	② 針電極の装着の適応、方法、感染・針刺しのリスクについて説明できる。	
	③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
	④ 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に関連する合併症、禁忌事項、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
	⑤ 運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極（針電極含む）を装着及び取り外しを実施できる。（概説、シミュレーション）	
	⑥ 実技動画視聴（運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査）	1人当たり、20分以上
5 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為に必要な知識・技能・態度	① 舌圧子、鼻腔・口腔吸引器具等の適切な使用方法について説明できる。	100分以上 ※⑤は、項目1、2、7、8と重複。
	② 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
	③ バイタルサインの変動や吸引中の観察項目、喀痰の性状について説明ができる。	
	④ 鼻腔、口腔又は気管カニューレ内部からの喀痰吸引の適応及び関連する合併症、禁忌事項、感染管理（PPEを含む）、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
	⑤ 副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
	⑥ 鼻腔、口腔又は気管カニューレ内部から安全に喀痰を吸引・採取できる。（概説、シミュレーション）	
	⑦ 実技動画視聴、実技指導（喀痰の吸引）	1人当たり、80分以上 （確認動画：10分、実技70分）

6	内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為に必要な知識・技能・態度	① 内視鏡検査の基礎原理、実施方法について説明できる。	100分以上
		② 生検鉗子の適切な使用方法について説明できる。	
③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。			
④ 鎮静剤使用による患者状態と、検査後の注意事項について説明ができる。			
⑤ 消化管内視鏡検査・治療における、生検鉗子を用いた消化管からの組織検体採取に関連する合併症、禁忌事項（抗血栓薬の内服を含む）、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる			
⑥ 消化管内視鏡検査・治療において、生検鉗子を用いて安全に消化管から組織検体を採取できる。（概説、シミュレーション）			
⑦ 実技動画視聴、実技指導（消化管内視鏡検査・治療時の組織検体採取）	1人当たり、50分以上 （確認動画：10分、実技40分）		
7	採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為、当該血液成分採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為に必要な知識・技能・態度	① 成分採血装置の原理・構造・使用方法について説明できる。	100分以上 ※⑥は、項目1、2、5、8と重複。
		② 成分採血の実施方法（成分採血のための静脈路確保、抜針及び止血を含む）について説明できる。	
		③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について理解し、検査を行う上で患者の状況にあった説明ができる。	
		③ バイタルサインの変動や成分採血中の観察項目、迷走神経反射等の状態について説明ができる。	
		④ 成分採血に関連する合併症、感染管理、医療安全対策（針刺し事故を含む）及びこれらの緊急時対応について説明できる	
		⑤ 副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
		⑥ 安全に静脈路に成分採血のための装置を接続し、成分採血装置を操作できる。（概説、シミュレーション）	
⑦ 実技動画視聴（成分輸血）	1人当たり、20分以上		
8	超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為に必要な知識・技能・態度	① 超音波検査に関連する造影剤の薬理を説明できる。	100分以上 ※⑥は、項目1、2、5、7と重複。
		② バイタルサインの変動や検査中の観察項目について説明ができる。	
		③ 超音波検査に関連する造影剤の注入の適応と方法（器具の使用法を含む）を説明できる。	
		④ 血管外漏出の確認方法と対処方法について説明できる。	
		⑤ 超音波検査に関連する造影剤注入の合併症、投与禁忌、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
		⑥ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。	
		⑦ 超音波検査に関連する行為として、安全に静脈路からの造影剤注入の操作ができる。（概説、シミュレーション）	
		⑧ 実技動画視聴、実技指導（造影剤注入）	1人当たり、90分以上 （確認動画：10分、実技80分） ※実技は項目1と重複。
試験			
合計			1060分以上

※ 重複する教育内容については、該当するいずれか1つの研修において実施するものとする。

項目	到達目標	単位	
1	手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続に必要な知識・技能・態度	① 上肢皮下静脈の解剖について説明できる。 ② 静脈路確保の手技および使用器具について説明できる。 ③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について説明できる。 ④ 静脈路の確保及び輸液ポンプ・シリンジポンプの接続に関連する合併症（神経損傷を含む）、禁忌事項、感染管理及び医療安全対策（針刺し事故を含む）及びこれらの緊急時対応について説明できる。 ⑤ 手術室等で生命維持管理装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続するために、安全に静脈路を確保し、それらに接続ができる。（概説、シミュレーション）	180分以上
		⑥ 実技動画視聴、実技指導（静脈路の確保等）	1人当たり、90分以上 （確認動画：30分、実技60分） ※実技は項目2、3と重複。
2	手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への薬剤を投与するための輸液ポンプ又はシリンジポンプの操作に必要な知識・技能・態度	① 投与する薬剤の薬理と投与量、配合禁忌、有害事象について説明できる。 ② 輸液ポンプやシリンジポンプを用いた薬剤投与に関連する医療安全管理と事故対策について説明できる ③ 血管外漏出の確認方法と対処方法について説明できる。 ④ 輸液ポンプやシリンジポンプを用いた薬剤投与に関連する合併症、感染管理及び医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる。 ⑤ アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を実施できる。 ⑥ 手術室等で生命維持管理装置を使用して行う治療において、輸液ポンプやシリンジポンプを用いて安全に薬剤を投与できる。（概説、シミュレーション）	240分以上
		⑦ 実技動画視聴、実技指導（静脈路の確保等）	1人当たり、90分以上 （確認動画：30分、実技60分） ※項目1、3と重複。
3	手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血に必要な知識・技能・態度	① 静脈止血の原理と手技、出血傾向に合わせた止血方法及び圧迫方法について説明できる。 ② 凝固機能検査の基準範囲と抗凝固薬の影響について説明できる。 ③ 静脈路の抜針・止血に関連する合併症（血栓症を含む）、感染管理及び医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる。 ④ 生命維持管理装置や輸液ポンプ・シリンジポンプに接続された静脈路を安全に抜針・止血できる。（シミュレーション）	90分以上
		⑤ 実技動画視聴、実技指導（静脈路の確保等）	1人当たり、90分以上 （確認動画：30分、実技60分） ※項目1、2と重複。
4	血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続、表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去に必要な知識・技能・態度	① 動脈走行及び伴走する神経の解剖を理解し、シャント静脈や人工血管との違いについて説明できる。 ② 動脈表在化への穿刺針の接続・抜去の実施方法と注意点について説明できる。 ③ 患者の状態（認知機能、転倒転落の可能性等を含む）及び心理的配慮について説明できる。 ④ 血液浄化療法に関連する合併症、禁忌疾患、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる。 ⑤ 適切に感染管理及び医療安全対策を行い、動脈表在化への血液浄化装置の穿刺針の接続・抜去ができる。（概説、シミュレーション）	120分以上
		⑥ 実技動画視聴、実技指導（動脈表在化の穿刺）	1人当たり、50分以上 （確認動画：20分、実技30分）
5	生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作に必要な知識・技能・態度	① 体腔内臓器、臓器の位置関係、主要血管の走行の解剖について説明できる。 ② カテーテル検査の概要と治療の目的、実施方法について説明できる。 ③ 心・血管カテーテル治療における電氣的負荷装置、植込み型心臓デバイスの原理・構造・使用方法について説明できる。 ④ 心電図波形の読み方について説明できる。 ⑤ 心・血管カテーテル治療における電氣的負荷装置の操作に関連する合併症、禁忌疾患、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる ⑥ 心肺停止及び各不整脈の際の対応方法について理解し、自らが一次救命処置を実施できる。 ⑦ 心・血管カテーテル治療において、適切に医療安全対策を行い、電氣的負荷装置の操作ができる。（概説、シミュレーション）	180分以上 ※①は、項目6と重複
		⑧ 実技動画視聴（心・血管カテーテル治療時の電氣的負荷）	1人当たり、60分以上

6	手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持、手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作に必要な知識・技能・態度	① 体腔内臓器、臓器の位置関係、主要血管の走行の解剖について説明できる。	420分以上 ※ ①は、項目5と重複
		② 鏡視下手術装置の原理・構造、使用方法について説明できる。	
		③ 鏡視下手術における内視鏡用ビデオカメラの保持・操作法、基本視野及び死角の存在について説明できる。	
		④ 術式ごとの正しい術野を理解し、スコープ各種の取り扱い方について説明できる。	
		⑤ 清潔操作とガウンテクニックについて説明できる。	
		⑥ 内視鏡用ビデオカメラの保持・操作に関連する合併症、感染管理、医療安全対策及びこれらの緊急時対応について説明できる	
		⑦ 鏡視下手術において、適切に医療安全対策を行い、術野視野を確保するための内視鏡用ビデオカメラの保持・操作ができる。（概説、シミュレーション）	
		⑧ 実技動画視聴、実技指導（内視鏡用ビデオカメラの保持及び操作）	
試験			
合計			1650分以上

※ 重複する教育内容については、該当するいずれか1つの研修において実施するものとする。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

#### 法律第四十九号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律

#### (医療法の一部改正)

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一百四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

第一百五条 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、当分の間において国及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第一百六条 都道府県は、当分の間、第三十条の十四第一項、第三十条の十八の二第一項及び第三十条の二十三第一項の協議を行うに当たっては、前条の指針を勘案するものとする。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十八の二」の下に「第三十条の十八の四」を加える。

第二十九条第三項第三号及び第四項第三号中「又は第三十条の十三第五項」を「第三十条の十三第五項又は第三十条の十八の二第二項」に改める。

第三十条の三の二に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができ、

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

本則中第三十三条の三を第三十三条の四とし、第三十三条の二を第三十三条の三とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六条 医師法の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「者」の下に「大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第十七条の二において「共用試験」という。）に合格した者に限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第十六条の十一第一項中「医師が」の下に「長時間にわたる労働により健康を損なうことなく」を加える。

第十七条の二第二項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」を「共用試験」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の三中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

第七条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 免許（第二条―第八条）

第三章 試験（第九条―第十六条）

第三章の二 臨床研修（第十六条の二―第十六条の六）

第四章 業務（第十七条―第二十三条の二）

第五章 歯科医師試験委員（第二十四条―第二十八条）

第五章の二 雑則（第二十八条の二・第二十八条の三）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条の四）

附則

第十一条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十六条の二第二項」の下に「及び第十七条の二第二項」を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができ、

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

本則中第三十一条の三を第三十一条の四とし、第三十一条の二を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第八条 歯科医師法の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「第十六条の二第一項及び第十七条の二第一項においてを」以下に改め、「者」の下に「大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第十七条の二において「共用試験」という。）に合格した者に限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第十七条の二第二項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」を「共用試験」に改め、同条第二項を削る。

（診療放射線技師法の一部改正）

第九条 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「アルファ線」を「アルファ線」に改め、同項第四号中「エックス線」を「エックス線」に改め、同条第二項中「を人体に対して」を「の人体に対して」に改め、「又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む）」を削り、「そうして行なう」を「挿入して行なう」に、「する」を「を」にするに改める。

第二十四条の二第二号中「磁気共鳴画像診断装置」の下に「超音波診断装置」を加える。

第二十六条第一項中「を人体に対して照射して」を「の人体に対する照射をして」に改め、同条第二項第一号中「エックス線」を「エックス線」に、「場合」を「とき」に改め、同項第二号中「胸部エックス線検査」を「胸部エックス線検査」に、「エックス線」を「エックス線」に改め、同項第三号中「エックス線」を「エックス線」に改め、同項に次の一号を加える。

四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うとき。

第二十八条第一項中「を人体に対して照射した」を「の人体に対する照射をした」に改める。

〔臨床検査技師等に関する法律の一部改正〕

第十條 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「第二十條の二第一項」を「第二十條の二第一項第二号」に改める。

第二十條の二第一項中「採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二條の厚生労働省令で定める生理学的検査」を「次に掲げる行為（第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 採血を行うこと。

二 検体採取を行うこと。

三 第二條の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。

四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。

〔臨床工学技士法の一部改正〕

第十一條 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「操作」の下に「及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く。）の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。）として厚生労働省令で定めるもの（医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）」を加える。

〔救急救命士法の一部改正〕

第十二條 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「又はその生命が」を「若しくはその生命が」に、「及び第四十四條第二項」を「並びに第四十四條第二項及び第三項」に、「又は診療所」を「若しくは診療所」に改め、「の間」の下に「又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第二項及び第三項において同じ。）」を加える。

第四十四條第二項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「の間」の下に「又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間」を加え、同条に次の一項を加える。

3 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正）

第十三條 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 特定民間施設の整備（第十二條―第二十二條）」を「第二章の二 再編計画の整備（第十二條―第二十二條）」に改める。

定（第十一條の二―第十一條の十）」に改める。

第四條第二項第二号イ中「地域医療構想」の下に「以下単に「地域医療構想」という。」を加え、同号中へをトとし、ロからホまでをハからヘまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能（医療法第三十條の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業

第六條中「三分の二」の下に「（第四條第二項第二号ロに掲げる事業に要する経費に係るものについては、その全額）」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 再編計画の認定

（再編計画の認定等）

第十一條の二 医療機関の開設者は、単独又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

二 医療機関の再編の事業の内容

三 医療機関の再編の事業の実施時期

四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定（以下「再編計画の認定」という。）の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

（認定の基準）

第十一條の三 厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再編計画が次の各号に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

一 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。

二 前条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十條の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（関係都道府県の意見の聴取）

第十一條の四 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

（認定の通知）

第十一條の五 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

（再編計画の変更）

第十一條の六 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の認定を受けた再編計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第十一條の二第三項及び前三條の規定は、第一項の変更の認定について準用する。



(報告の徴収)

第十一条の七 厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画（前条第一項の変更の認定又は同条第二項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者（以下「認定医療機関開設者」という。）に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。（認定の取消し）

第十一条の八 厚生労働大臣は、認定再編計画が第十一条の三各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従って医療機関の再編の事業を実施しないうときは、再編計画の認定を取り消すことができる。

2 第十一条の四及び第十一条の五の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。（指導及び助言）

第十一条の九 国及び都道府県は、認定医療機関開設者に対し、認定再編計画に従って行われる医療機関の再編の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(資金の確保)

第十一条の十 国は、認定医療機関開設者が認定再編計画に従って医療機関の再編の事業を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十五条第一項中「第十八条」を「第十一条の七又は第十八条」に改める。

附則第一条の二第二項中「附則第一条の二第一項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に改め、同条を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(都道府県計画作成における留意事項)

第一条の二 都道府県は、自分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に第四条第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、医療法百五条の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定めるよう努めるものとする。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の三第五項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法百四条の改正規定及び第十四条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定 公布の日

二 第十三条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第二十五条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和三年四月一日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日

三 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第三項、第十六条、第十七条、第二十二條並びに第二十三条の規定 令和三年十月一日

四 第一条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定及び同条を同法附則第一条の三とし、同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定、附則第二十五条中地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律

第五十二号）第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定並びに附則第二十六条の規定 令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日

五 第二条の規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定 令和四年四月一日

六 第五条の規定並びに附則第十九条の規定並びに附則第二十一条中沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第百条第三項及び同項の表の改正規定 令和五年四月一日

七 第三条中医療法第三十五条第一項第二号の改正規定（第十一条第二号若しくは）を「第十一条第一項第二号若しくは）に改める部分に限る。）及び第六条の規定（医師法第十六条の十一第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第二十条及び第二十七条の規定 令和七年四月一日

八 第三条中医療法第三十五条第一項第二号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第八条の規定並びに附則第十二条の規定 令和八年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(医療機関勤務環境評価センターの指定に係る準備行為)

第三条 第二条の規定による改正後の医療法（以下「第五号新医療法」という。）第百七条第一項の規定による指定を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次項及び第三項において「第五号施行日」という。）前においても、第五号新医療法第百七条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があった場合には、第五号施行日前においても、第五号新医療法第百七条第一項及び第二項の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第五号施行日において同条第一項の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定により第五号新医療法第百七条第一項の規定の例による指定を受けた者は、第五号施行日前においても、第五号新医療法第百七条第一項及び第百三十三条第一項の規定の例により、厚生労働大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第五号施行日において第五号新医療法第百三十三条第一項又は第百三十三条第一項の規定によりされたものとみなす。（労働時間短縮計画の作成に関する経過措置）

第四条 病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間が厚生労働省令で定める時間を超えている場合には、当該医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、労働時間短縮計画の作成に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴かなければならない。

3 病院又は診療所の管理者は、労働時間短縮計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働時間短縮計画を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に提出することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により労働時間短縮計画の提出を受けたときは、当該病院又は診療所にに対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

5 病院又は診療所の管理者は、第三項の規定により労働時間短縮計画を提出した後、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況を踏まえ、当該労働時間短縮計画に変更を加えたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しなければならない。

(特定労務管理対象機関の指定に係る準備行為)

第五条 第三条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。)第百十三條第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同条及び新医療法第百二十九條の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合には、施行日前においても、新医療法第百十三條及び第百二十九條の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日において新医療法第百十三條第一項の規定によりされたものとみなす。

第六条 前条の規定は、新医療法第百十八條第一項の規定による指定について準用する。この場合において、前条第二項中「第百十三條及び」とあるのは、「第百十八條及び」と、「第百十三條第一項」とあるのは、「第百十八條第一項」と読み替えるものとする。

第七条 附則第五條の規定は、新医療法第百十九條第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五條第二項中「第百十三條及び」とあるのは、「第百十九條及び」と、「第百十三條第一項」とあるのは、「第百十九條第一項」と読み替えるものとする。

第八条 附則第五條の規定は、新医療法第百二十條第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五條第二項中「第百十三條及び」とあるのは、「第百二十條及び」と、「第百十三條第一項」とあるのは、「第百二十條第一項」と読み替えるものとする。

第九条 厚生労働大臣は、施行日前においても、前条の規定による指定に関し、新医療法第百二十條第一項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものを公示することができる。

第十条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医療法第百二十條第一項、第百二十一條及び第百二十九條の規定の例により、新医療法第百二十條第一項の確認を行うことができる。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第六條の規定(医師法第十六條の十一第一項の改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第六條の規定による改正前の医師法(以下この条において「旧医師法」という。)第百一十一條第一号に該当する者(附則第二十七條の規定による改正前の防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第百七十一條第一項の規定により旧医師法第百一十一條第一号に該当する者とみなされた者を含む)は、第六條の規定による改正後の医師法第百一十一條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、医師国家試験を受けることができる。

(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 第八條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の歯科医師法第百一十一條第一号に該当する者は、第八條の規定による改正後の歯科医師法第百一十一條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、歯科医師国家試験を受けることができる。

(診療放射線技師法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 令和六年四月一日前に診療放射線技師の免許を受けた者及び同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であつて同日以後に診療放射線技師の免許を受けたものは、第九條の規定による改正後の診療放射線技師法第二條第二項の規定に基づき放射線の人体に対する照射(放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む)を人体内に挿入して行うものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第九條の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する診療放射線技師のうち第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める行為を行うときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第十条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうち第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(臨床工学技士法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学技士の免許を受けたものは、診療の補助として、第十一条の規定による改正後の臨床工学技士法第三十七條第一項に規定する医療用の装置の操作として厚生労働省令で定めるものを行うときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、第十一条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学技士のうち第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(救急救命士法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 病院又は診療所の管理者は、施行日までの間に、当該病院又は診療所に勤務する救急救命士に対し、第十二條の規定による改正後の救急救命士法第四十四條第三項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第十七條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

第十九條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五條の二十五の次に次の一条を加える。

(医師法の特例)

第百十五條の二十六 防衛省設置法第十六條第一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十七條の二第一項に規定する試験に合格したものは、同法第十七條の規定にかかわらず、防衛医科大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同項に規定する医業をすることができる。

○ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）（第九条関係）  
 【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）            第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。</p> <p>一 アルファ線及びベータ線            二・三 （略）            四 エックス線            五 （略）</p> <p>2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射（撮影を含み、照射機器を人体内に挿入して行うものを除く。以下同じ。）をすることを業とする者をいう。</p> <p>（画像診断装置を用いた検査等の業務）            第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。</p>	<p>（定義）            第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。</p> <p>一 アルファ線及びベータ線            二・三 （略）            四 エックス線            五 （略）</p> <p>2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。</p> <p>（画像診断装置を用いた検査等の業務）            第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。</p>

と。

二 (略)

(業務上の制限)

第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線の人体に対する照射してはならない。

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)

四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うとき。

(照射録)

第二十八条 診療放射線技師は、放射線の人体に対する照射をしたときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受

二 (略)

(業務上の制限)

第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)

(新設)

(照射録)

第二十八条 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受

2・3 受けなければならない。  
(略)

2・3 けなければならない。  
(略)

○ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）（第十条関係）  
 【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（試験の目的）            第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十条の二第一項第二号において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。</p> <p>（保健師助産師看護師法との関係）            第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為（第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 採血を行うこと。            二 検体採取を行うこと。            三 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。            四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。</p> <p>2            （略）</p>	<p>（試験の目的）            第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十条の二第一項において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。</p> <p>（保健師助産師看護師法との関係）            第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。</p> <p>（新設）            （新設）            （新設）            （新設）</p> <p>2            （略）</p>

○ 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）（第十一条関係）  
 【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>第三十七条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く。）の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。）として厚生労働省令で定めるもの（医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第三十七条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。</p>

政令第二百二号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条及び第二十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為

第八条の二に次の一号を加える。

七 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。



(令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置)

2 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、この政令の施行前においても、前項に規定する指定をすることができる。

4 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうち、次に附則第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

5 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（検体採取）</p> <p>第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為</p> <p>三 （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為</p>	<p>（検体採取）</p> <p>第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為</p> <p>（新設）</p> <p>二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）</p> <p>三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為</p> <p>四 鱗屑、痂皮その他の体表の附着物を採取する行為</p> <p>五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為</p> <p>（新設）</p>

政令第二百三三号

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第二条第二項及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「シャント」の下に「、表在化された動脈若しくは表在静脈」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者等に関する経過措置）

2 令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学技士の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第一条第二号に掲げる行為（シャントへの接続及びシャントからの除去を除く。）を行おうとするときは、

あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、この政令の施行前においても、前項に規定する指定をすることができる。

4 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学技士のうち、次に附則第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

（罰則に関する経過措置）

5 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生命維持管理装置の身体への接続等）</p> <p>第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 血液浄化装置の穿刺針<sup>せん</sup>その他の先端部のシヤント、表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又はシヤント、表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去</p> <p>三（略）</p>	<p>（生命維持管理装置の身体への接続等）</p> <p>第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。</p> <p>一 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあつては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。）</p> <p>二 血液浄化装置の穿刺針<sup>せん</sup>その他の先端部のシヤントへの接続又はシヤントからの除去</p> <p>三 生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去</p>

○厚生労働省令第百十九号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令

（診療放射線技師法施行規則の一部改正）

第一条 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(試験科目)</p> <p>第十条 試験の科目は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇六 (略)</p> <p>七 エックス線撮影技術学</p> <p>八 〇四 (略)</p> <p>(法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為)</p> <p>第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p> <p>二 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く。)及び造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為</p> <p>三 核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p> <p>四 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を吸引する行為</p> <p>五 (略)</p> <p>六 上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為及び当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為</p>	<p>(試験科目)</p> <p>第十条 試験の科目は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇六 (略)</p> <p>七 エックス線撮影技術学</p> <p>八 〇四 (略)</p> <p>(法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為)</p> <p>第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為(静脈路確保のためのものを除く。)、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為</p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p>

(法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査)  
第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)及びマンモグラフィ検査とする。

(法第二十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める装置)  
第十五条の四 法第二十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める装置は、超音波診断装置とする。

(法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査)  
第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)とする。

(新設)



(臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査)</p> <p>第一条の二 法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 運動誘発電位検査</p> <p>六 体性感覚誘発電位検査</p> <p>七 十二 (略)</p> <p>十三 持続皮下グルコース検査</p> <p>十四 二十一 (略)</p> <p>二十二 直腸肛門機能検査</p> <p>(法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為)</p> <p>第十条の二 法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 法第十一条に規定する採血(以下この条において「採血」という。)を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為</p> <p>二 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為(電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。)</p> <p>三 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p> <p>四 超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p>	<p>(法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査)</p> <p>第一条の二 法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>五 十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一 十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

為

(臨床工学技士法施行規則の一部改正)

第三条 臨床工学技士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務 (第三十一条の二・第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務</p> <p>(法第三十七条第一項の厚生労働省令で定める医療用の装置の操作)</p> <p>第三十一条の二 法第三十七条第一項の厚生労働省令で定める医療用の装置の操作は、次のとおりとする。</p> <p>一 手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬剤を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血</p> <p>二 生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作</p> <p>三 手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 業務 (第三十二条)</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百七十三号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第十三条第一項の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第九条の規定による改正後の診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する放射線の人体に対する照射（放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行うものに限る。）に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施するものとする。

○厚生労働省告示第二百七十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第十四条第一項の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める行為に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。



○厚生労働省告示第二百七十五号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第十五条第一項の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十一条の規定による改正後の臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十七条第一項に規定する医療用の装置の操作として厚生労働省令で定めるものに必要な知識及び技能を修得するための研修であって、公益社団法人日本臨床工学技士会が実施するものとする。

○厚生労働省告示第二百七十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百二号）附則第二項の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。

○厚生労働省告示第二百七十七号

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百三号）附則第二項の規定に基づき、臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同令による改正後の臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）第一条第二号に掲げる行為（シャントへの接続及びシャントからの除去を除く。）に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、公益社団法人日本臨床工学技士会が実施するものとする。